

平成29年第1回



下請法クイズ



下請法の理解に役立つ**下請法クイズ**を今年も作ったよ！
是非一度チャレンジしてみてね♪
クイズはステップ1（下請法の適用範囲）とステップ2（親事業者の義務・禁止事項）の2種類あるよ♪



【ステップ1】

次の取引のうち、下請法の適用があるものには○を、そうでないものには×を付けてください。

- 1: 百貨店であるA社(資本金3億円)は、自社のプライベートブランド商品の製造をB社(資本金1000万円)に委託した。
- 2: アニメーション制作業者であるC社(資本金1500万円)は、製作委員会から制作を請け負ったアニメーションの原画の作成をアニメーターである個人事業者Dに委託した。
- 3: 建設業者であるE社(資本金6000万円)は、施主から請け負った建設工事の設計図面の作成をF社(資本金1000万円)に委託した。
- 4: 旅客自動車運送業者であるG社(資本金6000万円)は、自社所有の車輛のメンテナンスをH社(資本金2000万円)に委託した。

1→ ___ 2→ ___ 3→ ___ 4→ ___

【ステップ2】

次の親事業者の行為のうち、下請法に照らして問題とならない行為には○を、そうでないものには×を付けてください。

- 1: 革小物の修理を下請事業者に委託しているところ、受入検査は、最長で納品日から3日以内に行っていることから、発注書面には、検査完了期日について「納品後3日以内」と記載した。
- 2: プログラムの作成を下請事業者に委託しており、毎月末日納品締切、翌月末日支払の支払制度としているところ、下請事業者から請求書の提出が遅れたため、下請事業者の合意を得た上で、納品日の翌々月10日に下請代金を支払った。
- 3: ビル等の清掃を委託している下請事業者に対して、発注担当者を通じて、下請事業者が必要としていない自社が販売する食料品を購入させた。
- 4: 下請事業者に製造を委託している金属部品について、量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が大幅に減少していたが、単価を見直すことなく、量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めていた。

1→ ___ 2→ ___ 3→ ___ 4→ ___



回答&解説



【ステップ1】 1→○, 2→○, 3→○, 4→×

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を「取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）」と「取引当事者の資本金の区分」の両面から定めており、この2つの条件を満たすと下請法が適用されます。

- 1:「○」 物品の販売を業としている事業者が、他の事業者により物品の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造を委託することは「製造委託」に当たります。「製造委託」では、委託先の資本金が1000万円以下の場合、委託元の資本金が1000万円を超えていれば、下請法の適用対象となります。
- 2:「○」 情報成果物（プログラム、設計図等）の作成を業として請け負っている事業者が、他の事業者によりその作成を委託する場合には「情報成果物作成委託」として下請法の適用対象となります。プログラムの作成委託以外の「情報成果物作成委託」では、委託先の資本金が1000万円以下又は個人事業者の場合は、委託元の資本金が1000万円を超えていれば、下請法の適用対象となります。
- 3:「○」 建設工事は、建設業法で下請法と類似の規定が置かれているため、下請法の適用対象となりませんが、施主から請け負った建設工事の設計図面の作成を委託することは「情報成果物作成委託」として下請法の適用対象となります。プログラムの作成委託以外の「情報成果物作成委託」では、委託先の資本金が5000万円以下の場合、委託元の資本金が5000万円を超えていれば、下請法の適用対象となります。
- 4:「×」 役務の提供を業として行っている事業者が、その全部又は一部を他の事業者により委託することは「役務提供委託」に当たります。しかし、設問のように、自社所有の車両のメンテナンスなどの委託元が自ら利用する役務は、「役務提供委託」には該当せず、下請法の適用対象とはなりません。

【ステップ2】 1→○, 2→×, 3→×, 4→×

- 1:「○」 親事業者は、発注書面に、発注内容、下請代金の額、検査完了期日、支払期日等の必要記載事項を全て記載する必要があります。そのうち、検査完了期日については、検査を行う場合に必ず記載する必要があるものですが、検査完了の年月日を記載する代わりに、「納品後○日」、「納品後○日以内」と記載することも認められています。
- 2:「×」 下請事業者からの請求のあるなしにかかわらず、納品を受けた日から60日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払う必要があります。設問のように、下請事業者からの請求書の提出が遅れた場合であっても、あらかじめ定めた支払期日までに下請代金を支払わないことは、合意の有無にかかわらず「下請代金の支払遅延の禁止」（下請法第4条第1項第2号）の規定に違反します。
- 3:「×」 正当な理由がないのに、親事業者が指定した「物」又は「役務」を下請事業者に対して、強制して購入・利用させると、「購入・利用強制の禁止」（下請法第4条第1項第6号）の規定に違反します。設問のように、発注担当者等の下請取引に影響を及ぼすこととなる者が、下請事業者により自己の指定する物の購入・役務の利用を要請する行為は、当該規定に違反するおそれがあります。
- 4:「×」 発注に際して下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の内容に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めると「買ったたきの禁止」（下請法第4条第1項第5号）の規定に違反します。設問のように、量産終了後、量産時の大量発注を前提とした単価を見直すことなく、一方的に量産時の単価で下請代金の額を定めることは、当該規定に違反するおそれがあります。



お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局中部事務所 下請課
電話 052-961-9424 (直通) FAX 052-971-5003
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

